

2019年1月

中古車販売の業界団体に対して申入れを行いました。 申入れ終了

(本文)

消費生活ネットワーク新潟は、中古車販売の業界団体に対し、以下の契約条項について、消費者契約法第10条に反することを理由として、是正を求めました。

- ① 車両の下取契約締結後、販売者に引渡すまでの間に下取車の状態に変化が生じた場合は、販売者の再査定によって下取価格を再決定されても注文者は異議を述べないものとする旨の条項の修正

これに対し、同団体より、「販売者に引渡すまでの間に下取車の状態に変化が生じた場合は、販売者と注文者で下取価格を再度協議するものとし、両者で十分な協議を行ってもなお合意に至らない場合は、販売者は注文者に催告して下取契約の解除もしくは損害賠償（通常生じる範囲の賠償に限る）の請求ができるものとします。下取契約が解除された場合、注文者は車両の売買代金全額（下取車の価格が控除される前の車両代金をいいます。）を支払うものとします。下取契約を解除せずに販売車が損害賠償請求する場合は、販売車はオークション会場での売却価格などに基づき下取車両の資産価値を確定させたいうえで、販売者の損害額を算定して損害の賠償を請求するものとします。」と規定を修正・追加する旨の回答がありました。

消費生活ネットワーク新潟としては、契約条項の修正が確認できたことから、本件申入れ活動を終了することとしました。